

秦野市都市計画審議会条例

平成 11 年 12 月 21 日

条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 の規定により秦野市都市計画審議会の設置、組織及び運営について必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 都市計画法によりその権限に属することとされた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として秦野市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第 3 条 審議会は、16 名の委員により組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) その他関係行政機関若しくは神奈川県職員の職員又は市民のうちから、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したとき、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員(臨時委員を含む。)の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市計画主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

2 秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和33年秦野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部秦野市都市計画審議会の項を削る。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に秦野市附属機関の設置等に関する条例の規定により設置されている秦野市都市計画審議会は、この条例の規定により設置された附属機関とみなす。

4 この条例の施行の際、現に秦野市都市計画審議会規則(昭和44年秦野市規則第11号)の規定により秦野市都市計画審議会の委員の職にある者は、この条例の規定により選任された委員とみなす。